平成２２年（フ）第２５０号
埼玉県東松山市大字松山2021番地７
破産者　城田　文昭
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２６４号
埼玉県行田市大字下忍1979番地１　４棟203号
破産者　酒井　洋子
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第１７３号
石川県能美市上清水町ニ18番地
破産者　岡田　秀三
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第７７号
石川県小松市新町12番地
破産者　小倉　智史
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２９７号
静岡県駿東郡清水町久米田77番地　アメニティハイツＹＡＭＡＭＯＴＯ―403号、前住所静岡県三島市中142番地の１
破産者　足立　美紀
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第２８９号
和歌山市小雑賀696番地の５　サンロイヤル小雑賀303、開始決定時の住所和歌山市吹上４丁目２番40号
破産者　森川　健史
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１９１号
和歌山市今福５－１－28　矢野マンション110、住民票上の住所和歌山県日高郡日高川町大字原日浦184番地
破産者　西谷惠美子
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２０６号
大阪市西成区南津守５丁目１番68―209号南津守富士ハイツ、開始決定時の住所和歌山県岩出市中島17番地の25
破産者　畑田　眞悟
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２３４号
和歌山市坂田241番地
破産者　田中　慎治
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３０２号
和歌山県岩出市山980番地の２
破産者　橋本　博司
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３０７号
和歌山市木ノ本859番地の14
破産者　濵田　敏彦
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３０８号
和歌山市木ノ本859番地の14
破産者　濵田美枝子
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３３９号
和歌山市木ノ本687番地の11
破産者　ＮＡＮ設備設計事務所こと　南泉　俊孝
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４０４号
和歌山市南材木丁３丁目52番地
破産者　大道愉美子
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２７６号
大分県別府市大字鶴見4502番地の１
破産者　西来路　聰
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２２年（フ）第６２号
福岡県柳川市本町25番地４
破産者　佐藤　亮子（旧姓金子）
１　決定年月日　平成22年９月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第４９号
長崎県平戸市堤町2474番地
破産者　辻　美恵子
１　決定年月日　平成22年９月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
長崎県松浦市志佐町浦免544番地２
破産者　堤　眞里子
１　決定年月日　平成22年９月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
長崎県松浦市星鹿町岳崎免2492番地、従前の住所長崎県松浦市御厨町里免815番地
破産者　森下　耕児
１　決定年月日　平成22年９月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
長崎県松浦市星鹿町岳崎免2492番地
破産者　森下　陽子（旧姓前田）
１　決定年月日　平成22年９月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
長崎県平戸市田平町小崎免666番地
破産者　桃田美恵子
１　決定年月日　平成22年９月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係